

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づき県税関係手続に係る知事が適当と認める書類及び方法の一部改正
（県例規集登載）

税務課

○ 指定居宅サービスの事業の廃止
〃

指導監査課

○ 保安林の指定施業要件の変更予定
〃

治山課

○ 道路の区域変更
〃

道路整備課

【公告】

○ 土地改良区清算人の退任届

耕地課

○ 県営土地改良事業の換地処分
〃

監理課

○ 基本測量の実施
〃

〃

○ 公共測量の実施
〃

〃

○ 公共測量の終了
〃

〃

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

建築指導課

【公安委員会】

○ 岡山県警察組織規則の一部を改正する規

警務課

目次

担当課（室）

則

【正誤】

○ 電柱その他の工作物の設置を目的として行政財産を使用する場合の使用料の額の正誤
（県例規集登載）

総務学事課

◎岡山県告示第九十八号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づき県税関係手続に係る知事が適当と認める書類及び方法（平成二十八年岡山県告示第九十号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

別表第一条第二号の項中「第二条第十二項」を「第二条第十三項」に改め、同表第十条第二号の項中「第二条第十三項」を「第二条第十四項」に改める。

附 則

この告示は、令和七年四月一日から施行する。

◎岡山県告示第九十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和七年三月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

日生訪問介護事業所

2 所在地

岡山県備前市日生町日生六三〇

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人備前市社会福祉協議会

2 所在地

岡山県備前市東片上一二六番地

三 廃止の届出を受理した年月日

令和七年三月七日

四 介護保険事業所番号

三三七二三〇〇一七二

五 サービスの種類

訪問介護

◎岡山県告示第百号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和七年三月十四日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

よしながホームヘルパーステーション

2 所在地

岡山県備前市吉永町三股一九

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人備前市社会福祉協議会

2 所在地

岡山県備前市東片上一二六番地

三 廃止の届出を受理した年月日

令和七年三月七日

四 介護保険事業所番号

三三七二二三〇〇二七一

五 サービスの種類

訪問介護

◎岡山県告示第百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和七年三月十四日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
苦田郡鏡野町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

令和7年3月14日 岡山県公報 第12684号

◎岡山県告示第百二二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和七年三月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 智頭勝田線
- 三 道路の区域

区 域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
美作市右手字土河内森向二二八六番一五地先から	新	六・四〇 一四・六	六一五・九
美作市右手字土河内森向二二八六番一五地先から	旧	六・四〇 一二・二	六一五・九

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 北房井倉哲西線
- 三 道路の区域

区 域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
新見市草間字白井畑九五二〇番一地先から	新	一六・〇〇 三三・八	一九五・〇
新見市草間字カイヂ九五五六番三地先まで	旧	四・七〇 二一・六	一九五・〇

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 下原船穂線
- 三 道路の区域

令和7年3月14日 岡山県公報 第12684号

一 道路の種類 県道
 二 路線名 里庄地頭上線
 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
倉敷市船穂町柳井原字奥山三三二番一 地先から 倉敷市船穂町柳井原字古城山一九四八番 一地先を経て 倉敷市船穂町柳井原字上池ノ内二三三四 番八地先まで	新	九・四〇 三二・八	八二三・二
倉敷市船穂町柳井原字奥山三三二番一 地先から 倉敷市船穂町柳井原字上池ノ内二三三四 番八地先まで	旧	六・九〇 三九・九	一一三二・九
倉敷市船穂町柳井原字奥山三三二番一 地先から 倉敷市船穂町柳井原字古城山一九四八番 一地先を経て 倉敷市船穂町柳井原字上池ノ内二三三四 番八地先まで	新	九・七〇 一九・二	五四・八
倉敷市船穂町柳井原字奥山三三二番一 地先から 倉敷市船穂町柳井原字古城山一九四八番 一地先を経て 倉敷市船穂町柳井原字上池ノ内二三三四 番八地先まで	旧	六・二〇 六・二	五四・八

令和7年3月14日 岡山県公報 第12684号

◎岡山県告示第百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和七年三月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	智頭勝田線	美作市右手字土河内森向二二八六番一五地先から美作市右手字土河内森向二二八一番一地先まで	令和七年三月十四日
県道	北房井倉哲西線	新見市草間字白井畑九五二〇番一地先から新見市草間字カイヂ九五五六番三地先まで	
県道	里庄地頭上線	浅口郡里庄町大字里見字大所三六六二番地先から浅口郡里庄町大字里見字大所三六七七番一地先まで	

令和7年3月14日 岡山県公報 第12684号

〔八九〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により、土地改良区清算人の退任の届出があった。

令和七年三月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称	
瓜生原土地改良区	

二 退任清算人	
退任清算人氏名	住 所
目瀬 精一	津山市瓜生原一八四七
森 尚之	〃 〃 一七五八
森 英昭	〃 〃 一八三八
山口 雅照	〃 〃 一四三二
森 圭吾	〃 〃 一八二一
森 泰三	〃 〃 一八二九
小林 幸二	〃 〃 一四二二―一
森 伸治	〃 〃 一七七五

令和7年3月14日 岡山県公報 第12684号

〔九〇〕 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

令和七年三月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 地区名

山手地区 第5工区

二 換地処分年月日

令和七年一月二十八日

令和7年3月14日 岡山県公報 第12684号

〔九一〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和七年三月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	岡山市北区、同市南区、倉敷市、津山市、笠岡市、高梁市、新見市、瀬戸内市、真庭市、美作市、和气郡和气町、真庭郡新庄村、苫田郡鏡野町及び久米郡美咲町
測量の種類	基本測量（電子基準点測量）
測量期間	令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

令和7年3月14日 岡山県公報 第12684号

〔九二〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、岡山市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和七年三月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

内 岡山市北区平田地	測 量 区 域
公共測量（基準点測量）	測 量 の 種 類
令和七年三月四日から同年六月三十日まで	測 量 期 間

〔九三〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和七年三月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

勝田郡奈義町滝本、 広岡、宮内及び関 本地内	測 量 区 域
公共測量（基準点測量）	測 量 の 種 類
令和六年十一月二十七日	終 了 年 月 日

〔九四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和七年三月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

内 笠岡市北木島町地	測 量 区 域
測量、現地測量及び路線測量 公共測量（基準点測量、水準点	測 量 の 種 類
令和七年二月一日	終 了 年 月 日

〔九五〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和七年三月十四日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字山本二二三番一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市岡谷一〇番地一グレイス山手二〇二

大部 桂嗣

大部 衣恩

三 許可年月日及び許可番号

令和七年一月二十九日岡山県指令建指第三七五号

◎岡山県公安委員会規則第三号

岡山県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月十四日

岡山県公安委員会

岡山県警察組織規則の一部を改正する規則

岡山県警察組織規則（昭和二十九年岡山県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条の二を次のように改める。

（附置組織）

第一条の二 警察本部の課に附置組織を置くことができる。

2 前項の附置組織は、警察本部長（以下「本部長」という。）が別に定める。

第二条第二項中「警察本部長（以下「本部長」という。）を「本部長」に改める。

第五条第二項及び第三項を削る。

第六条第二項から第五項までを削る。

第八条第二項を削る。

第十条第二項を削る。

第十一条第二項及び第三項を削る。

第十二条第一項第二号中「電子計算組織による事務処理の企画及び調整」を「情報システム」に改め、同項中第三号から第五号までを削り、同項第六号中「情報通信の技術

に関する支援」を「情報通信機器の管理及び運用」に改め、同号を同項第三号とし、同項中第七号を第四号とし、第八号を第五号とし、第九号を第六号とし、同条第二項及び第三項を削る。

第十五条第二項及び第三項を削る。

第十七条第二項を削る。

第十九条中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、同条に次の四号を加える。

三 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）の施行に関する事。

四 サイバー犯罪の捜査に関する事（他課の所掌に属するものを除く。）。

五 情報技術の解析に関する事。

六 情報技術に関する捜査の支援に関する事。

第二十条第二項を削る。

第二十三条第二項及び第三項を削る。

第二十七条第一項第四号中「特殊詐欺事件」を「特殊詐欺等事件」に改め、同条第二

項を削る。

第三十三条第二項及び第三項を削る。

第三十四条第二項を削る。

第三十五条第一項第一号中「運転免許試験」を「運転免許に係る試験」に改め、同項第二号中「交付」の下に「並びに個人番号カードへの特定運転免許情報の記録」を加え、同項第八号を次のように改める。

八 運転免許に係る講習に関する事（運転管理課の所掌に属するものを除く。）。

第三十五条第一項中第九号を削り、第十号を第九号とし、同条第二項を削る。

第三十九条第二項を削る。

第四十条第二項及び第三項を削る。

附則

令和7年3月14日 岡山県公報 第12684号

この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第三十五条第一項第二号の改正規定は、令和七年三月二十四日から施行する。

〔二〕令和七年二月二十八日付け公布岡山県告示第七十一号（電柱その他の工作物の設置を目的として行政財産を使用する場合の使用料の額）に誤りがあった。

一・三	頁・行
令和七年 月 日	誤
令和七年二月二十八日	正